

きんしん法人インターネットバンキング電子証明書方式特約

第1条 特約の適用範囲

1. この特約は、当金庫が取扱う法人インターネットバンキング（以下「本サービス」といいます。）において、電子証明書および各種暗証番号によりご契約者（以下「ご契約先」といいます。）の確認を行う方式（以下「電子証明書方式」といいます。）を利用するにあたり適用する事項を定めるものです。
2. この特約は、きんしん法人インターネットバンキング利用規定（以下「法人 I B 規定」といいます。）の一部を構成し、この特約で定める事項は法人 I B 規定で定める事項に優先して適用されるものとします。また、この特約に定めのない事項は法人 I B 規定により取扱うものとします。
3. この特約において使用される語句は、この特約において定義されるもののほかは法人 I B 規定の定義によるものとします。

第2条 利用申込

サービスの利用を申込まれるお客さま（以下「利用申込者」といいます。）は、ご契約先の安全確保のために当金庫が採用しているセキュリティ措置、法人 I B 規定に示した契約者 I D（利用者番号）、各種暗証番号または電子証明書の不正使用、誤使用などによるリスク発生の可能性および法人 I B 規定の内容について理解したうえで、自らの判断と責任において、本サービスを利用するものとします。

第3条 使用できる端末

本サービスの利用に際して使用できるパーソナルコンピュータ等の機器（以下「端末」といいます）は、当金庫所定のものに電子証明書をインストールしたものに限りま

第4条 本人確認の手段

1. 当金庫は、電子証明書方式により、ご契約先の確認を行うものとします。
2. 電子証明書方式または I D・パスワード方式の選択は、ご契約先自身が決定のうえ、申込書により当金庫に届け出てください。

第5条 電子証明書の発行

1. 電子証明書は、当金庫所定の方法により、電子証明書方式を申込みしたご契約先の、ご契約先を代表する管理者（以下「管理者」といいます。）および管理者が定めた一定の範囲内で、本サービスの利用に関する管理者の権限を代行する利用者（以下「利用者」といいます。）に対して（利用者に対しては管理者を通して）発行します。
2. 同一のご契約先において、電子証明書方式と I D・パスワード方式の併用はできま

せん。

第6条 ご契約先暗証番号等の登録

電子証明書方式を申込みの場合は、本サービスの利用開始前に、当金庫所定の方法により電子証明書を端末にインストールし、ご契約先暗証番号等を登録してください。

第7条 利用者暗証番号等の登録

電子証明書方式を申込みの場合は、本サービスの利用開始前に、当金庫所定の方法により電子証明書を端末にインストールし、利用者暗証番号等を登録してください。

第8条 本人確認手続

1. 電子証明書方式における管理者の本人確認方法は、次に定めるとおりとします。
管理者は電子証明書を提示およびご契約先暗証番号を端末から入力し、その後、確認用パスワードを端末から入力します。当金庫は、管理者が提示・入力された各内容と当金庫に登録されている各内容の一致により本人であることを確認します。
2. 電子証明書方式の利用者の取引時における本人確認方法および依頼内容の確認方法は、次に定めるとおりとします。
利用者は電子証明書を提示および利用者暗証番号を端末から入力します。当金庫は、利用者が提示・入力された各内容と当金庫に登録されている各内容の一致により本人であることを確認します。
3. 当金庫は、本条第1項および第2項に基づく本人確認および依頼内容の確認を行うことにより、次の事項を確認できたものとして取扱います。
 - (1) ご契約先の有効な意思による申込みであること
 - (2) 当金庫が受信した依頼内容が真正なものであること
4. 当金庫が本条に定める本人確認および依頼内容の確認をして取引を実施した場合、契約者ID（利用者番号）、利用者ID、各種暗証番号または電子証明書につき不正使用、誤使用その他の事故があっても当金庫は当該取引を有効なものとして取扱うものとし、またそのために生じた損害について、当金庫の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。

第9条 電子証明書の有効期間および更新

1. 電子証明書は、当金庫所定の期間（以下「有効期間」といいます）に限り有効です。
管理者および利用者は、有効期間が満了する前に当金庫所定の方法により電子証明書の更新を行ってください。
2. 前号による電子証明書の更新が行われなかった場合、電子証明書は有効期間の満了日をもって失効するものとし、ご契約先は、以後本サービスを利用することができ

ません。

3. 本サービスが解約、利用停止その他の事由により終了した場合、またはご契約先が電子証明書方式からID・パスワード方式に変更した場合は、発行済みの電子証明書は、残存期間があっても、当該終了日をもって失効します。

第10条 電子証明書の取扱い

1. 電子証明書は、管理者および利用者本人が保管するものとします。また、第三者への譲渡・貸与はできません。
2. 電子証明書の内容に変更が生じた場合、当金庫所定の変更手続を行ってください。
3. 端末の譲渡・廃棄等により電子証明書の管理ができなくなる場合には、必ず電子証明書の削除を行ってください。
4. 端末の譲渡・廃棄等により新しい端末を使用する場合は、当金庫所定の方法により電子証明書を再度インストールしてください。
5. 管理者および利用者本人に次に定める事由のいずれかが生じた場合は、取引の安全性を確保するため、速やかに当金庫所定の書面により当金庫に届け出てください。
 - (1) 電子証明書をインストールした端末の譲渡・廃棄等を行った際に「電子証明書」の削除を行わなかった場合。
 - (2) 電子証明書をインストールした端末が紛失・盗難等に遭った場合。
 - (3) 電子証明書に偽造、変造、流出、盗用等が生じ、またはそれらのおそれがあると判断した場合。

この届出に対し、当金庫は所定の手続を行い、必要に応じて本サービスの利用停止等の措置を講じます。当金庫は、この届出に基づく所定の手続の完了前に生じた電子証明書の第三者による不正使用等による損害については、責任を負いません。

第11条 強制解約

ご契約先が次の事由に該当したときは、当金庫はいつでも、ご契約先に事前に通知することなく本契約を解約することができるものとします。

1. 各種暗証番号および電子証明書の不正使用があったとき、または本サービスを不正利用したとき。

以上